

## 中東知的財産ニュースレター Vol.59

### アラブ首長国連邦 — マドリッド協定議定書第 8 条(7)(a)に基づく宣言<sup>1</sup>

アラブ首長国連邦政府は、マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）第 8 条 (7) (a) に基づく宣言書を WIPO に寄託した。宣言によれば、商標の国際登録においてアラブ首長国連邦が指定または事後指定された場合、また、国際出願の更新に当たって UAE が指定された場合、それらの国際出願すべてにつき、アラブ首長国連邦は以下の個別手数料を徴収することになる。

マドリッド協定及び議定書に関する共通規則第 35 規則(2) (b) に従い、WIPO 事務局長は、アラブ首長国連邦当局との協議の上、下記のとおり金額で前述の個別手数料をスイスフランで設定した。

- a. 国際出願においてアラブ首長国連邦が指定または事後指定された場合、商品または役務の分類毎に 1,630 スイスフラン；
- b. 国際商標登録の更新に当たってアラブ首長国連邦が指定された場合、商品または役務の分類毎に 1,630 スイスフラン。

この宣言は、2021 年 12 月 28 日付で発効する。

### カタール — カタールが FIFA の知的財産権の保護に関する新法を公布<sup>2</sup>

2021 年 7 月 29 日、カタールの首長アミール・シャイフ・タヒーム・ビン・ハマド・アール=サーニーにより、「FIFA（国際サッカー連盟）の商標、著作権および著作隣接権の保護に関する法律（2021 年法律第 11 号）」が公布された。この法律が制定されたのは、2022 年の FIFA ワールドカップがカタールで開催されることを受け、FIFA に帰属するすべての知的財産権（商標、著作権、著作隣接権等）を規制・管理するためである。

<sup>1</sup>[https://www.wipo.int/edocs/madridocs/en/2021/madrid\\_2021\\_18.pdf?utm\\_source=WIPO+Newsletters&utm\\_campaign=0850aa9c46-EMAIL\\_CAMPAIN\\_2021\\_11\\_05\\_08\\_09&utm\\_medium=email&utm\\_term=0\\_bcb3de19b4-0850aa9c46-256603417](https://www.wipo.int/edocs/madridocs/en/2021/madrid_2021_18.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=0850aa9c46-EMAIL_CAMPAIN_2021_11_05_08_09&utm_medium=email&utm_term=0_bcb3de19b4-0850aa9c46-256603417)

<sup>2</sup><https://almeezan.qa/pdf/2021/10.pdf>

同法は、FIFAの商標すべてを「周知商標」と認定し、それら商標が「工業所有権の保護に関するパリ条約」のいずれかの締約国において保護される限り、カタールでの登録の有無に関わらず保護を与えている。同法は、以下に関係する手続に適用されるガイドラインを定めている：1) 監督官庁に登録されているか、登録手続中の既存の知的財産権に関して FIFA が提出した照会書；2) カタール商工省（MOCI）傘下の指定官庁への知的財産権の登録；3) FIFA の知的財産権の出願書類に関する MOCI の拒絶査定に対する不服申立。

同法は監督官庁の責務についても定めている。その責務とは、主として登録手続の円滑化および当局の査定の迅速化を図ることである。FIFAの商標と類似または同一の商標または当該商標と FIFA との関連性に関して混同または欺罔を生じさせる恐れのある標識を含む商標の登録出願が第三者によって行われたことを監督官庁が知った場合、監督官庁はその事実を3日以内に FIFA に通知しなければならない。さらに、FIFA の商標の登録出願に関する FIFA の指定官庁の査定は、出願日から15日以内に示さなければならない。

同法（「FIFA 知財法」）は FIFA に関していくつかの適用除外を設けている。すなわち、商標、録音物、著作物、ラジオ放送および実演家の権利に関する手数料の免除、「著作権および著作隣接権に関する法律（2002年法律第7号）」（「著作権法」）第45条に規定された言明書提出義務の免除などである。

### サウジアラビア — サウジアラビア王国における知的財産侵害に関する SAIP の措置<sup>3</sup>

サウジアラビア知的財産総局（SAIP）は、またもや知財侵害に対する迅速な措置に着手した。最近実施された組織的な現場捜査活動において、SAIPは商業投資省、視聴覚メディア一般委員会（General Authority for Audio-Visual Media）および公安当局と協力し、サウジアラビア国内の様々な地域において、知財規則の侵害が判明した店舗に狙いを定めた現場捜査を実施した。この捜査の過程で、関係当局は録音物を販売する複数の店舗と前記店舗に関連する施設から、知財侵害に相当する電子機器を押収した。

SAIPは、知財侵害の蔓延を抑制する目的で、国内企業の違法な活動に対する有効な取締りの一環として、諸々の捜査を行っていることで知られている。今回の組織的捜査活動の第1段階で重点的な取締りの対象となったのは電子機器の小売販売店であり、コンピュータ、衛星放送機器、録音物の販売および保守に関係する店舗やコピー/フォトコピーセンターに関係している店舗であった。

<sup>3</sup> [During its field inspection campaigns SAIP seizes electronic devices and recordings stores in its field inspection campaigns - SAIP - الهيئة السعودية للملكية الفكرية](#)

複数の当局により実施される前記の措置は、知的財産権を保護し、他人の知的財産権を尊重することの重要性を強調し、知的財産権保有者の権利の希釈/侵害を同国が一切許さないというメッセージを社会に向けて発信している。

## サウジアラビア — 大学および研究センターの知的財産ポリシーに適用される指針を SAIP が発表<sup>4</sup>

サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) は、大学および研究センターのため、知的財産の管理と保護に関する指針を発表した。この指針は、大学や研究機関の研究プロジェクトにおける知識の拡充に役立つ基本的な要素を提供するものである。国家の諸機関が保有する知的財産資産の管理の円滑化を図るため、これら機関のガイドラインポリシーを促進するためのテンプレート、ツールおよび書式について定めている。

SAIP は、これら研究機関や学術団体が知的財産権と関連の手続を知っておくことが非常に重要だという点を重視している。また、知的財産権や関連手続に関する知識は、自らの向上を目指す上記機関以外の者にとっても、知的財産に関係する研究データに対する各自の権利、義務および責務を知る上で重要だと強調している。

大学および研究センターの知的財産ポリシーに関する指針の閲覧を希望する場合には、SAIP のウェブサイトの広報ページを参照されたい。<sup>5</sup>

## クウェート — 国内の知財侵害に対するクウェート商工省の迅速な調査および措置

クウェート商工省は、知財侵害の脅威の根絶を目指して徹底的な対策に取り組みつつある。以下に掲げる最近の事例は、その事実をまざまざと示してくれるだろう。

1. 商工省が実施した捜査の一つでは、模倣品の衣類を製造していたサルミア地区の一店舗の押収が行われた。この店舗は犯罪者らによって模倣品の衣類の違法な製造に利用されており、有名ブランドのロゴを衣類に表示/刻印した上で、それらの衣類を現地の市場で販売に供していた。強制捜査の過程で、印刷機、国際的に非常に有名な企業のロゴ一式、生産準備段階にある大量の衣類が施設内で発見され、同省によって押収された。<sup>6</sup>

<sup>4</sup> ["INTELLECTUAL PROPERTY" LAUNCHES THE GUIDE TO INTELLECTUAL PROPERTY POLICIES OF UNIVERSITIES AND RESEARCH CENTERS - SAIP - SAUDI INTELLECTUAL PROPERTY AUTHORITY](#)

<sup>5</sup> <https://www.saip.gov.sa/wp-content/uploads/2021/10/GRSH.pdf>

<sup>6</sup> <https://moci.gov.kw/en/news/114/>

2. 別の事例では、模倣品のスマホアクセサリを販売していた店舗の押収が行われた。商工省の緊急対策チームがハワイ県の一地区にある店舗の強制捜査を実施し、その場でスマホアクセサリ関連の模倣品 456 点が当局により押収された。<sup>7</sup>

3. 同様の事例では、自動車用オイルの模倣品の在庫が大量に押収された。これらの模倣品は、有名な国際企業のブランド品を模倣したものであった。犯罪者らは消費者を欺こうとして、複数の国際的な企業の有名商標を実際に表示した商業用自動車オイルのラベルを使用していた。

以上の押収には、当局職員間の緊密な連携と多大な労力を結集して行われ、数か月にわたるフォローアップや綿密な現状調査が行われた結果として模倣品が首尾よく押収され、犯罪者に対する必要な措置の執行が開始された。<sup>8</sup>

---

<sup>7</sup> <https://moci.gov.kw/en/news/113/>

<sup>8</sup> <https://moci.gov.kw/en/news/112/>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 59

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。